



広報

ところざわ情報館

1.20

No.930

編集・発行：所沢市役所企画部広報広聴課
〒359-8501埼玉県所沢市並木一丁目1番地の1
☎042(998)9024・FAX042(994)0706
URL <http://www.city.tokorozawa.saitama.jp>
テレホンガイドところざわ ☎0120(432)834

市・県民税と所得税の申告はお早めに 申告書は自分で記入しましょう！

市・県民税の申告時期になりました。申告の日程・会場等についてご案内します。申告期限間際になると会場が混雑しますので、申告は指定日に行ってください。

**市・県民税の申告は
2月7日(木)～3月15日(金)**

申告会場 市役所8階・大会議室、各公民館等(日程表参照)
受付時間 午前9時～午後4時
◎申告は、市・県民税の税額を決定するだけでなく、課税(非課税)証明書の発行等のために特に必要な手続きです。3月15日(金)までに申告してください。

市・県民税の申告書の提出が必要な方

平成14年1月1日現在、所沢市にお住まいの方で、平成13年中に所得があり、次のいずれかに該当する方は、申告書を提出する必要があります。

- 営業・農業・不動産・配当・年金等の所得があった方
- 給与を2か所以上から受けている方
- 給与所得者で、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出された方

申告に必要なもの

- 市・県民税の申告、所得税の確定申告には次のものが必要です。申告の際には、必ずお持ちください。
- 給与・配当所得等のある方：源泉徴収票や支払い調書等
- 年金のある方：公的年金等の源泉徴収票
- 事業所得のある方：収入・支出を明らかにする書類(帳簿、収支決算書、領収書等)
- 配偶者に所得がある方：配偶者の所得を明らかにする書類
- 医療費・社会保険料・生命保険料・損害保険料等の控除を受ける方：支払った医療費、保険料等の領収書
- ◎ いずれの方も印鑑、筆記用具、計算器具等をあわせてお持ちください。

市・県民税申告書の送付

申告書は次の方に送ります。
● 前年に会社を退職した方
● 前年度に申告書を提出した方

◎ 申告書(1月末発送予定)が届かない場合や、紛失した場合は、市民税課へ連絡してください。申告書は各出張所等にも用意してありますのでご利用ください。

また、平成13年に所沢市に転入した方には、申告書は、送付していません。市・県民税の申告書の提出が必要な方は、市民税課へ連絡してください。

市・県民税の申告書を提出しなくてもよい方

● 給与所得のみで、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されている方
● 公的年金収入のみで次の①②のいずれかに該当する方
① 昭和12年1月1日以前の生まれ
② 昭和12年1月2日以後の生まれ
： 扶養親族がなく金額22.8万円以下の方
： 扶養親族があり金額26.6万円以下の方
③ 昭和12年1月2日以後の生まれ
： 扶養親族がなく金額10.5万円以下の方
： 扶養親族があり金額15.1万円以下の方

● 所得税確定申告書を出した方

市・県民税申告受付日程表

【受付時間：午前9時～午後4時】

月日	申告会場	対象地域
2月7日(木)	吾妻公民館	久米・荒幡・松が丘1～2丁目
8日(金)	小手指公民館	北野
12日(火)	旧市庁舎(4階)	寿町・元町・金山町・有楽町・宮本町1～2丁目・西所沢1～2丁目・星の宮1～2丁目
13日(水)	富岡公民館	中富・下富・神米金・北岩岡・大字中新井・北中2～4丁目・岩岡町・所沢新町
14日(木)	新所沢公民館	泉町・向陽町・青葉台・榎町・けやき台1～2丁目
15日(金)	//	緑町1～4丁目
18日(月)	所沢市役所(8階)	北秋津・東住吉・西住吉・南住吉
19日(火)	所沢市役所(8階)	日吉町・東町・旭町・御幸町・上新井
20日(水)	柳瀬公民館	坂之下・城・本郷・日比田・亀ヶ谷・新郷・南永井・東所沢1～5丁目・東所沢和田1～3丁目
21日(木)	椿峰コミュニティ会館(本館)	山口1番地～1599番地まで
22日(金)	//	山口1600番地～終わり・上山口
25日(月)	狭山ヶ丘コミュニティセンター	東狭山ヶ丘1～6丁目・和ヶ原1丁目
26日(火)	//	狭山ヶ丘1～2丁目・若狭1～4丁目
27日(水)	松井公民館	上安松・牛沼
28日(木)	//	下安松・松郷・くすのき台1～3丁目
3月1日(金)	小手指公民館分館	小手指町1～4丁目・北中1丁目
4日(月)	所沢市役所(8階)	北有楽町・喜多町・西新井町・中富南1～4丁目
5日(火)	三ヶ島公民館	林1～3丁目・和ヶ原2～3丁目
6日(水)	//	三ヶ島1～5丁目・西狭山ヶ丘1～2丁目・靴谷・堀之内
7日(木)	新所沢東公民館	弥生町・美原町1丁目～5丁目・花園1～4丁目・松葉町・北所沢町
8日(金)	所沢市役所(8階)	中新井1～5丁目・並木1～8丁目
11日(月)	//	こぶし町・若松町・下新井・東新井町・北原町
12日(火)～15日(金)	所沢市役所(8階)	指定された申告相談日に都合がつかない方

【お願い】▶出張申告を行う日は、担当職員がほとんどが出張申告会場に出かけています。市役所での申告はなるべくご遠慮ください▶いずれの会場も駐車場が狭いため、車でのお越しはご遠慮ください▶土・日曜日、祝休日は、受け付けていません。

市・県民税申告書の送付

申告書は次の方に送ります。
● 前年に会社を退職した方
● 前年度に申告書を提出した方

◎ 申告書(1月末発送予定)が届かない場合や、紛失した場合は、市民税課へ連絡してください。申告書は各出張所等にも用意してありますのでご利用ください。

また、平成13年に所沢市に転入した方には、申告書は、送付していません。市・県民税の申告書の提出が必要な方は、市民税課へ連絡してください。

確定申告で税金が戻る方

● 給与所得者で雑損・医療費・寄附金・住宅ローン控除等を受けられることがある方
● 平成13年中途で退職した後、就職しなかった方で、年末調整を受けなかった方
● 予定納税をしている方で、確定申告の必要がなくなった方
● 問い合わせ 所沢税務署(☎993-9111)

所得税の還付申告は2月15日(金)以前でも受け付けています。
◎ 所得税の還付申告は2月15日(金)以前でも受け付けています。
◎ 給与所得者・年金受給者の簡易な申告は、2月18日(月)から市役所でも受け付けます。ただし、住宅ローン控除を受ける方は、所沢税務署へ申告してください。
◎ 申告書は、市民税課や各出張所等にも用意してありますのでご利用ください。

20万円を超える方
● 土地・建物・株式等の譲渡をした方

確定申告で税金が戻る方
● 給与所得者で雑損・医療費・寄附金・住宅ローン控除等を受けられることがある方
● 平成13年中途で退職した後、就職しなかった方で、年末調整を受けなかった方
● 予定納税をしている方で、確定申告の必要がなくなった方
● 問い合わせ 所沢税務署(☎993-9111)

所得税の還付申告は2月15日(金)以前でも受け付けています。
◎ 所得税の還付申告は2月15日(金)以前でも受け付けています。
◎ 給与所得者・年金受給者の簡易な申告は、2月18日(月)から市役所でも受け付けます。ただし、住宅ローン控除を受ける方は、所沢税務署へ申告してください。
◎ 申告書は、市民税課や各出張所等にも用意してありますのでご利用ください。

所得税の還付申告は2月15日(金)以前でも受け付けています。
◎ 所得税の還付申告は2月15日(金)以前でも受け付けています。
◎ 給与所得者・年金受給者の簡易な申告は、2月18日(月)から市役所でも受け付けます。ただし、住宅ローン控除を受ける方は、所沢税務署へ申告してください。
◎ 申告書は、市民税課や各出張所等にも用意してありますのでご利用ください。